

基本情報項目調査表

特定施設入居者生活介護 適合高齢者専用賃貸住宅

(外部サービス利用型)

<記載要領>

【共通事項】

記入年月日

記入年月日を記載すること。

記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

「法人等の名称」

a 「法人等の種類」

法人である場合には「あり」に記すとともに、下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

b 「名称」

当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

「法人等の連絡先」

a 「電話番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b 「FAX 番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。

c 「ホームページアドレス」

当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されていないホームページがない場合には「なし」に記すこと。

法人等の代表者の氏名及び職名

a 「氏名」

当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

b 「職名」

代表者の当該法人内の職名を記載すること。

法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。

2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所（以下、「事業所」という）の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

事業所の管理者の氏名及び職名

a 「氏名」

当該事業所の指定居宅サービス基準第 192 条の 5 に規定する管理者（以下、「管理者」という）の氏名を記載すること。

b 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）

「事業の開始（予定）年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

「指定の年月日」

当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

「指定の更新年月日（直近）」

当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定の有無

当該報告に係る生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合に

は、「あり」に記すこと。

適合高齢者専用賃貸住宅の届出年月日

介護保険法施行規則第 15 条第 3 号及び老人福祉法施行規則第 20 条の 4 の厚生労働大臣が定める基準の規定に基づき、適合高齢者専用賃貸住宅の届出がなされた年月日を記入すること。

事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

「適合高齢者専用賃貸住宅の職員の人数及びその勤務形態」

適合高齢者専用賃貸住宅における以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。なお、「特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態」と重複する従業者については、両表の常勤（専従又は非専従）又は非常勤（専従又は非専従）の欄に常勤又は非常勤の勤務形態に応じてそれぞれ記載すること。

施設長

生活相談員

看護職員

介護職員

機能訓練指導員

計画作成担当者

栄養士

調理員

事務員

その他の従業者

「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する、当該適合高齢者専用賃貸住宅における介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

介護福祉士

介護職員基礎研修

訪問介護員1級

訪問介護員2級

訪問介護員3級

介護支援専門員

「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する、当該適合高齢者専用賃貸住宅における機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する

者の人数を記載すること。

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

看護師及び准看護師

柔道整復師

あん摩マッサージ指圧師

「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤（宿直を除く）を行う当該適合高齢者専用賃貸住宅における看護職員及び介護職員のうち、夜勤時間帯の最少時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該適合高齢者専用賃貸住宅の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

「特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態」

特定施設入居者生活介護の提供に当たる以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

生活相談員（指定居宅サービス基準第 192 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 192 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する「生活相談員」をいう。以下、同じ）

看護職員

介護職員（指定居宅サービス基準第 192 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 192 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）

機能訓練指導員

計画作成担当者

その他の従業者

「1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の 1 週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する、特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

介護福祉士

介護職員基礎研修

訪問介護員 1 級

訪問介護員 2 級

訪問介護員 3 級

介護支援専門員

「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する、特定施設入居者生活介護の提供に当たる機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

看護師及び准看護師

柔道整復師

あん摩マッサージ指圧師

「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

「看護職員及び介護職員 1 人当たりの特定施設入居者生活介護の利用者数」

当該サービスに係る入居者数を、「特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態」の 及び に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

「前年度 1 年間の採用者数」

当該事業所における前年度 1 年間の特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

「前年度 1 年間の退職者数」

当該事業所における前年度 1 年間の特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

「業務に従事した経験年数」

特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の当該業務に従事した経験年数について、1 年未満、1 年～ 3 年未満、3 年～ 5 年未満、5 年～ 10 年未満又は 10 年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

4 . 介護サービスの内容に関する事項

事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 192 条の 9 に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

介護予防および介護度進行予防に関する方針

事業所の運営に関する方針のうち、特に介護予防や介護度進行予防に関する方針について記載することが望ましいが、両方に記載することが困難な場合はどちらかのみ記載でも構わない。

介護サービスの内容、入居定員等

「人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無」

「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」(平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号)に規定する「2 保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合」「人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料」又は のいずれかの要件を満たす場合(以下、「人員配置が手厚い介護サービス」)には、「あり」に記すこと。

「利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況」

別紙参照。

「協力医療機関の名称」

指定居宅サービス基準第 192 条の 12 において準用する指定居宅サービス基準第 191 条第 1 項に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

「協力歯科医療機関」

指定居宅サービス基準第 192 条の 12 において準用する指定居宅サービス基準第 191 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

「適合高齢者専用賃貸住宅の入居に関する要件」

以下の事項について、当該適合高齢者専用賃貸住宅の入居の対象としている場合には、「あり」に記すこと。さらに、「留意事項」欄には、当該適合高齢者専用賃貸住宅の入居の要件に関する留意事項を記載すること。

自立している者を対象

要支援の者を対象

要介護の者を対象

「体験入居の内容」

体験入居を行っている場合は、その内容を記入すること。

「賃貸住宅の戸数」

適合高齢者専用賃貸住宅全体の戸数を記入すること。

「入居定員」

特定施設入居者生活介護の提供を受ける適合高齢者専用賃貸住宅の入居者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 192 条の 9 に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

適合高齢者専用賃貸住宅の入居者の状況

「入居者の人数」

適合高齢者専用賃貸住宅の入居者について、年齢（65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上）別に、自立、要支援（要支援 1 及び 2）及び要介護（要介護 1、2、3、4 及び 5）に該当する者を記載すること。

「入居者の平均年齢」

適合高齢者専用賃貸住宅の入居者の平均年齢を小数点第 1 位まで記載すること。

「入居者の男女別人数」

適合高齢者専用賃貸住宅の入居者について、男女の別に該当する者の人数を記載すること。

「入居率（一時的に不在となっている者を含む）」

適合高齢者専用賃貸住宅の入居者数を、適合高齢者専用賃貸住宅の入居定員で除した数を記載すること。

「前年度の適合高齢者専用賃貸住宅を退居した者の人数」

記入年月日を含む年度の前年度における適合高齢者専用賃貸住宅を退居した者について、その退居先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者、その他）別に、自立、要支援（要支援 1 及び 2）及び要介護（要介護 1、2、3、4 及び 5）に該当する者の人数を記載すること。

「入居者の入居期間」

適合高齢者専用賃貸住宅の入居者について、その入居期間（6 か月未満、6 か月以上 1 年未満、1 年以上 5 年未満、5 年以上 10 年未満、10 年以上 15 年未満及び 15 年以上）別に該当する者の人数を記載すること。

介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

「建物の構造」

a 「建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物」

当該適合高齢者専用賃貸住宅が建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火

建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

b 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」

当該適合高齢者専用賃貸住宅が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

c 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であって、火災に係る利用者の安全性の確保対策」

指定居宅サービス基準第192条の6第2項の規定に適合する安全性の確保対策を行うことにより、耐火又は準耐火建築物であることを要しない建物である場合には、「あり」に記すこと。

「住戸の状況」

入居者が居住する住戸のタイプ（例：1R、1K、1LDK等）の代表的なものを記載するとともに、その床面積を記載すること。

「住戸の設備」

住戸の設備の状況を記載すること。台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室の各々の状況について、「全戸にあり」「一部あり（設置率も記載）」「なし」のいずれかを記載すること。

「共同浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備に関する事項」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入居者等が調理を行う設備状況」欄には、入居者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

「その他の共用施設の設備状況」

共同便所、浴室及び食堂以外の共用施設の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

「バリアフリーの対応状況」

バリアフリーの対応の状況について、その内容を記載すること。

「消火設備等の状況」

消火設備等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。なお、指定居宅サービス基準第192条の6第6項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

「緊急通報装置の設置状況」

緊急通報装置を全ての居室内（一般居室、介護居室及び一時介護室をいう）に設置している場合は、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内

に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。

「外線電話回線の設置状況」

外線電話回線を全ての居室内に設置している場合には、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。

「テレビ回線の設置状況」

テレビ回線を全ての居室内に設置している場合には、「各居室内にあり」に記すこと。また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。

「事業所の敷地に関する事項」

a 「敷地の面積」

適合高齢者専用賃貸住宅の敷地の面積を平方メートルを用いて記載すること。

b 「事業所を運営する法人が所有」

当該敷地を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該敷地の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該敷地に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c 「貸借（借地）」

当該敷地が借地の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

「事業所の建物に関する事項」

a 「建物の延床面積」

適合高齢者専用賃貸住宅の延床面積を平方メートルを用いて記載すること。

b 「事業所を運営する法人が所有」

当該建物を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該建物の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該建物に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c 「貸借（借家）」

当該建物が借家の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応

する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 192 条の 12 において準用する指定居宅サービス基準第 34 条に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前 1 年間に於いて実施したものについて記載すること。

「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の 1 つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

受託居宅サービス事業所に関する事項

指定居宅サービス基準第 192 条の 10 の規定に基づき当該事業所が契約している受託居宅サービス事業所が実施する介護サービス内容について記載すること。

介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う設置主体、名称、所在地について記載すること。

5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

賃貸住宅の料金に関する事項

「家賃」

当該適合高齢者専用賃貸住宅における、月額家賃の最低額及び最高額を記載すること。また、最も多い価格帯の金額及びその戸数を記載すること。

「管理費・共益費」

建物の維持管理費に用いられる管理費・共益費の有無について記載すること。「あり」の場合には、その金額も記載すること。

「敷金（原則返還されるもの）」

入居時に貸主に預ける一時金（原則として返還されるもの）の金額を記載すること。

「敷金以外の一時金（返還されないもの）」

入居時に貸主に支払う一時金（原則として返還されないもの）の名称（礼金など）及び金額を記載すること。

「前払い家賃の概算額」

前払い家賃の最低額及び最高額の概算額を記載すること。

「前払い家賃の保全措置の実施状況」

保全措置を実施している場合にはその内容について記載すること。

「家賃の公的補助の有無」

家賃に対して、一部又は全部を公的に補助する仕組みの有無、及び公的補助をしている場合にはその内容について記載すること。

別紙

以下の事項について、特定施設入居者生活介護費で実施するサービス、特定施設入居者生活介護費、月額の利用料等で実施するサービス、別途利用料を徴収した上で実施するサービス、管理費・共益費で実施するサービス、受託居宅サービス事業所が実施するサービスを実施している場合には、それぞれ「あり」に記すこと。

a 介護サービス

- 食事介助
- 排泄介助・おむつ交換
- おむつ代
- 入浴（一般浴）介助・清拭
- 特浴介助
- 身辺介助（移動・着替え等）
- 機能訓練
- 通院介助（協力医療機関）
- 通院介助（協力医療機関以外）

b 生活サービス

- 居室清掃
- リネン交換
- 日常の洗濯
- 居室配膳・下膳
- 入居者の嗜好に応じた特別な食事
- おやつ
- 理美容師による理美容サービス
- 買い物代行（通常の利用区域）
- 買い物代行（上記以外の区域）
- 役所手続き代行
- 金銭・貯金管理

c 健康管理サービス

- 定期健康診断
- 健康相談
- 生活指導・栄養指導
- 服薬支援
- 生活リズムの記録（排便・睡眠等）

d 入退院時・入院中のサービス

- 移送サービス
- 入退院時の同行（協力医療機関）

入退院時の同行（協力医療機関以外）

入院中の洗濯物交換・買い物

入院中の見舞い訪問